



真弓社会保険労務士事務所 <http://mayumi-sr.sakura.ne.jp>

〒290-0142 千葉県市原市ちはら台南 6-32-7 ☎0436-37-5505 ✉noury1030@gmail.com

自分の間違いに対してどう対応するかで、その場の直後の雰囲気は良くもなり、悪くなる。

スティーブン・R・コヴィー

この号の内容

1. 整理整頓
2. 有給休暇について



1 整理整頓をしましょう！

いつの間にか、秋を通り越し、冬を感じさせる日が続いております。寒いのが苦手の川上 方子です。いつも、ありがとうございます。皆様いかがお過ごしでしょうか？

今年もあと 2 か月ちょっととなりました。昨年と比べて、今年は、少しずつですが、気が付かないうちに昨年の願いが少しずつになっております。来年の目標をそろそろ考える時期に来ていますね。今月は、日々の課題である、整理整頓をテーマにしてみました。

何がどこにあるかすぐに分かる工夫を
しましょう！

物がごちゃごちゃしていると、精神的にイライラしたり、落ち着かなくなったりしてしまいますね。

やる気がなくなったり、探しものに時間がかかって疲れてしまったりします。そうならないためにも、

整理整頓を心がけたいですね。

まずは、いろいろする前に、

1. 種類別に分ける

目標 1 物を減らす！

2. いるもの、いらないもの、保留に分ける。

目標 2 分かりやすく配置する！

3. よく、使うものは、机周りに置く。
4. どこに何があるかすぐに分かり、取り出しやすいようにおくことを工夫する。

物を出したら、必ずもとにあった場所に片づける習慣を付けます。

時間がなかったり、疲れていたりすると、ついつい後回しにしてしまうのですが、そんな時は、種類別にかごに入れて、時間がある時に順番に片づけるようにすると良いですね！

母が生前着ていた高価な洋服が、遺っているのですが、サイズが合わないにもかかわらず、何となく捨てられない私です。最近、少しずつ捨てたり、古着屋さんに持っていったりと、大分減ってきました。早くすっきりしたいと思います。ときめきを感じている物を身近に置いたり、身に着けると毎日が楽しくなるかもしれませんね



2 有給休暇

Q: 私は、パートで働いていますが、年休をとって休みたいと上司に申し出たところ、出勤日数が少ないため、年休は認められないとのことでした。私は、年休は取れないのでしょうか？

A: 有給休暇は、労働基準法第39条第1項・2項の要件をみたしていれば、法律上当然に発生し、使用者の承認は、必要ありません。

1. 趣旨（労働基準法第39条）

労働基準法の年次有給休暇制度は、**労働者**が健康で文化的な生活の実現（たとえば、心身のリフレッシュや自己啓発等）のために、**労働者**に休日（法定休日等）の他に毎年一定日数の休暇を**有給**で保障する制度です。

2. 成立要件

- 原則、6か月間**継続勤務**し、**全労働日の8割以上を出勤**することによって、**法律上当然**に発生します。

※ 労働者が請求して、初めて生じるものではありません。

3. 時季指定権

- 一定数の年休権を取得した**労働者**は、あらかじめ、年休をとる日を指定することができます。
- 労働者が年休をとりたい時季をまず指定したうえで使用者との調整により具体的な時期の決定をすることができる。

4. 時季変更権

- 労働者の好きなときに自由にとらせることが原則ですが、労働者から申し出があった日に休まれてしまうと事業の正常な運営を妨げる場合に限り、**使用者**には「時季変更権」（年休を他の日に変えてもらう権利）があります。

Q: 継続勤務って、ずっと休まずに働いているということでしょうか？

A: 継続勤務というのは、「在職」していることで、休業中や休職中も継続勤務となるのです。起算日は、その労働者の採用の日です。

Q: 全労働日とは、どういう事ですか？

A: 「全労働日」とは、労働者が、労働を課されている日をいいます。実際に**労働義務のない日**（休日と同様の一般の休暇日）はここに入りません。だから、年休が取りきれないために、法定休日（日曜日等）には年休は取れないのです。

「全労働日」から除かれる日

1. 所定休日に労働した日
2. 使用者の責に帰すべき事由による休業日
3. 正当な争議行為により労働の提供が全くなされなかった日
4. 1か月60時間超の時間外労働に係る割増賃金の代替え休暇を取得して終日出勤しなかった日

付与要件とされる8割以上出勤の算定において出勤したものとみなされる日

1. 業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業した期間
2. 育児介護休業法の規定による育児休業または介護休業をした期間
3. 年次有給休暇を取得した日

年給の付与日数については、次回のテーマにいたします。